

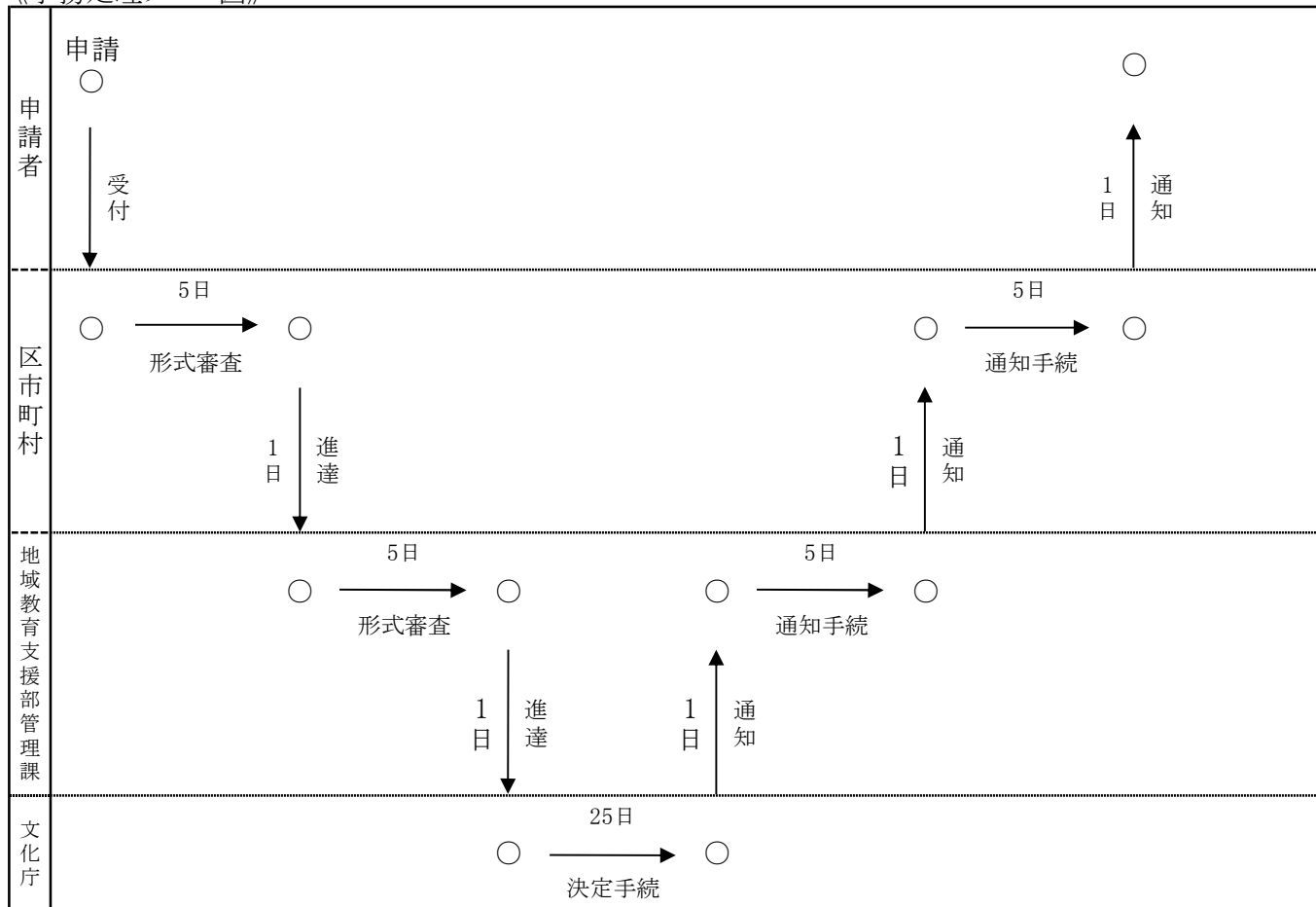
### 事務処理フロー図

事務名	所有者等以外による重要文化財の公開の許可
根拠法令	文化財保護法第53条第1項、第184条第1項第4号、文化財保護法施行令第5条第3項第2号

作成部署 教育庁地域教育支援部管理課文化財保護担当 電話03-5320-6862

標準処理期間計	50日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを区市町村と地域教育支援部管理課でそれぞれ審査します。
2	進達	申請書を区市町村・管理課を経由して処理機関である文化庁に送付します。
3	決定手続	「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」に示される審査基準に基づき、許可の諾否について文化庁が決定します。
4	通知	管理課・区市町村を経由して申請者に通知します。